

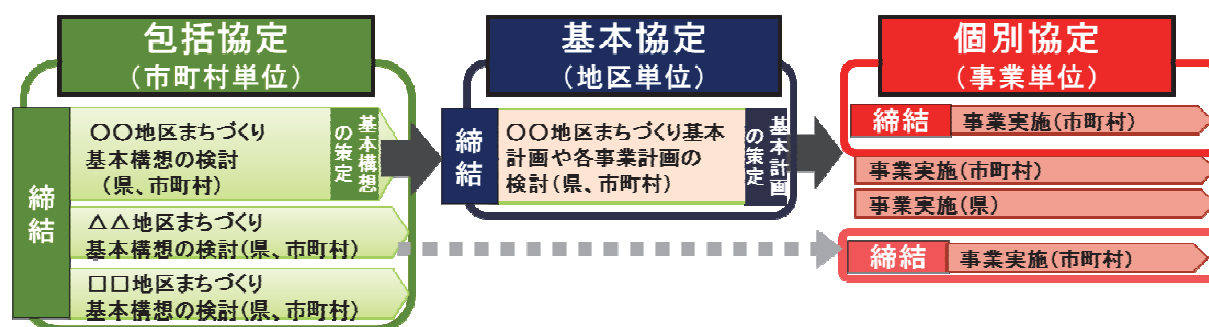
(2) 県と市町村の連携・協働によるまちづくり

① 取組の概要

県と市町村で連携協定を締結し、構想策定段階から協働でプロジェクトに取り組むことにより、効果的かつ効率的なまちづくりを進めるものである。県は、広域的な観点から、地方創生に資する、駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することによって、県全体として総合力を発揮する都市形成をめざす。

連携協定によるまちづくりは、①「包括協定」(市町村単位)、②「基本協定」(地区単位)③「個別協定」(事業単位)の段階で進めることとしており、県は段階に応じて技術支援や財政支援を行っている。

【図26 まちづくり連携協定の一般的な流れ】



② 取組の背景・経緯

人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者をはじめとする住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現することが重要である。そのためには、地域の中心となる拠点へ都市機能を集約させるとともに、各地区の特色や地域資源を活かしてにぎわいのあるまちづくりを進めていく必要がある。

しかし、奈良県では、住宅開発から30年以上が経過し、ニュータウンのオールタウン化が進んでいる。また、鉄道周辺の開発に手つかずのところが多いことや、県・市町村の公有施設の老朽化も進み、リニューアル、利用形式の見直しが必要などまちのリニューアルが必要な時期を迎えている。さらに、技術職員の不足等によりまちづくり・地域づくりがあまり進んでいない市町村も存在する。

そこで、奈良県独自の地方創生の取組のひとつとして、まちづくりのアイデアと熱意のある市町村と協働して、地域性を活かしたにぎわいのある住みよいまちづくりを、一体的かつ計画的に推進するため、県と市町村が協定を段階的に締結し協働してまちづくりに取り組む

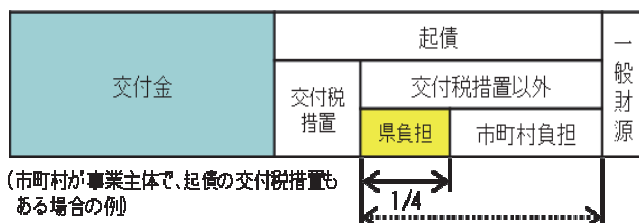
しくみをつくり、市町村に対し、技術支援（先進事例の紹介や技術助言、協働での構想・計画作成等）、財政支援（ハード事業への補助、ソフト事業への補助、県有資産の貸付・譲渡額減額）を実施している。

【図 2 7 協定の段階に応じた県の支援】

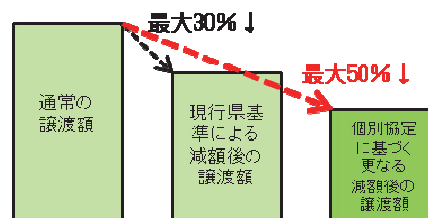
	包括協定	基本協定
県の支援	先進事例の紹介や技術的助言など	技術的助言や事業メニューの紹介、関係機関との調整を円滑に進める支援など
	市町村との協働により基本構想・基本協定を策定（市町村が負担する検討費用の1/2を県が補助）	

個別協定			
	ハード事業への補助 ※1	ソフト事業への補助	県有資産の貸付・譲渡 ※2
県の支援	まちづくりの中心となる拠点施設や周辺の公共インフラの整備等に係る事業に要する市町村負担額の1/4を県が補助等	地区の持続的発展や活性化を企図した、賑わいづくりの「イベント」に要する市町村負担額の1/2を県が補助等	現行の減額基準を20%かさ上げ

※1 ハード事業への補助（市町村の償還負担額の1/4補助）



※2 県有財産の貸付・譲渡（現行県基準による減額率から更に20%嵩上げ）



③ 取組内容

(ア) 協定制度について

まずは、まちづくりを検討する地区を定め、その方針について県と市町村で合意した場合、「包括協定」を締結する。

その後、包括協定に基づき、協働でまちづくりの「基本構想」を策定する。基本構想では地区におけるまちづくりコンセプト、将来像、基本方針、基本となる取組等を定める。

基本構想策定後に締結する「基本協定」に基づき、協働でまちづくりの「基本計画」を策定し、地区における具体的な取組や、事業内容の検討、事業主体や事業スケジュールなどを決定する。